

奈良県告示第三百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域として平成二十八年三月奈良県告示第四百四十二号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

令和元年十二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
吉野町榑井（〇〇三）土石流警戒区域	次の平面図の おり	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場暮らし 環境整備課
吉野町西谷（〇〇七）土石流警戒区域	次の平面図の おり	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場暮らし 環境整備課
吉野町千股（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図の おり	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場暮らし 環境整備課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。